

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025年6月2日

大阪府知事 殿

提出者

住 所 大阪府貝塚市畠中2丁目4番1号

氏 名 光洋鉄線株式会社

代表取締役社長 神前 寛

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 072-431-3468

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	光洋鉄線株式会社 本社工場
事業場の所在地	大阪府貝塚市畠中2丁目4番1号
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	24：金属製品製造業
②事業の規模	製品出荷額：1,900百万円
③従業員数	49人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のフロー図の通り

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙1の通り

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<b>【前年度（2024年度）実績】</b>		
	特別管理産業 廃棄物の種類	強酸	強アルカリ
	排 出 量	132.57 t	1.15 t
	(これまでに実施した取組) 第2ラインの塩酸は毎週廃棄していたが、週末に塩酸の分析を行い、第1ラインへ移送し塩酸を再利用している。第1ラインの塩酸も毎週分析し寿命を判断している。		
②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業 廃棄物の種類	強酸	強アルカリ
	排 出 量	130 t	1 t
	(今後実施する予定の取組) 第1ラインの塩酸を廃酸タンクへ移送する時に、2000L廃棄の指示に対してタンク残容量を見て、経験的に廃棄量を見ていたため、必要以上に捨てていた可能性がある。塩酸タンクに液面センサーをとりつけ、指示通りの数量を廃棄できるようにする。		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃液の種類ごとに独立して保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状維持

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(これまでに実施した取組) 特になし		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
(これまでに実施した取組) 特になし			

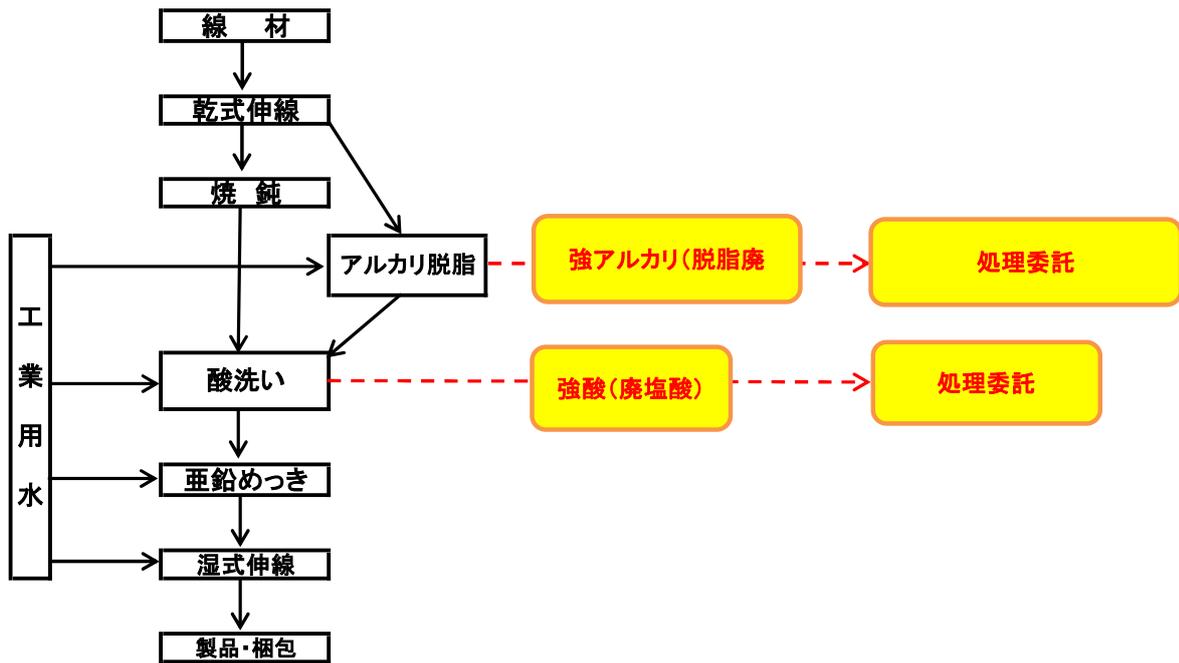
## (第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ
	全処理委託量	132.57 t	1.15 t
	優良認定処理業者への処理委託量	132.57 t	1.15 t
	再生利用業者への処理委託量	122.23 t	－ t
	認定熱回収業者への処理委託量	－ t	－ t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	－ t	－ t
(これまでに実施した取組) 処理委託を行う特別管理産業廃棄物は、全て中和・無害化・再生処理を行っている。			

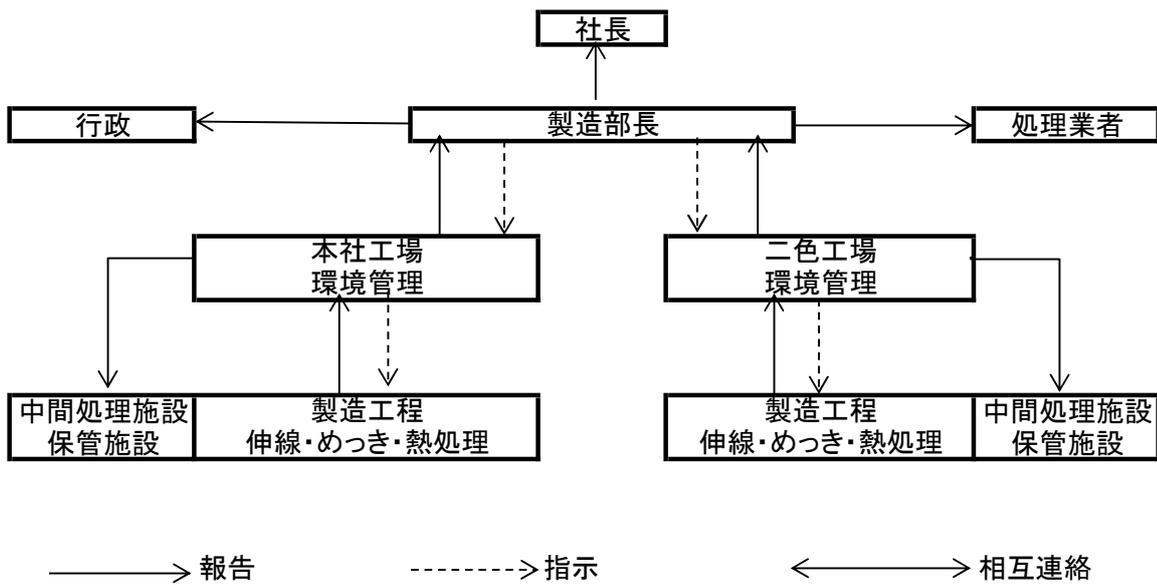
②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業 廃棄物の種類	強酸	強アルカリ
	全処理委託量	130 t	1 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	130 t	1 t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者 への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量		
	(今後実施する予定の取組) 現状維持		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	<b>【前年度（2024年度）実績】</b>		
	特別管理産業 廃棄物 排出 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	134 t	
	(今後実施する予定の取組等) 2020年4月1日より電子マニフェストを導入済、特別管理産業廃棄物は 全量、電子マニフェストで登録・管理。		
※事務処理欄			

特別管理産業廃棄物発生工程フロー  
生産工程(本社工場)

2025/6/2



## 社内組織図及び各部署の役割



**製造部長**

- ・産業廃棄物の発生から処分に至るまでを統括的に把握、管理。
- ・産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量及び性状等のチェック。
- ・処理施設の定期的査察。
- ・行政に対する報告等。
- ・廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討し、産業廃棄物処理計画の策定。

**本社環境管理**

- ・産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量把握。
- ・中間処理施設の稼働状況の把握、維持点検等。
- ・産業廃棄物の分析及び環境事象の分析測定等。
- ・最終処分場の稼働状況の把握。
- ・産業廃棄物の適正管理及び減量化に関する社内啓発。
- ・処理業者委託の委託契約、委託料、委託伝票の管理。
- ・上記内容を製造部長に報告。

**二色環境管理**

- ・産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量把握。
- ・中間処理施設の稼働状況の把握、維持点検等。
- ・産業廃棄物の適正管理及び減量化に関する社内啓発。
- ・上記内容を製造部長に報告。